

建設工事競争入札に係る適正な履行確保の基準

(平成18年2月1日)

〔沿革〕平成19年 5月10日改正

平成21年11月 2日改正

平成27年 3月18日改正

令和5年 3月29日 総務部長通達第16号改正

令和7年 3月27日 総務部長通達第 7号改正

広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱（平成10年9月29日）第38条に基づく調査（以下「調査」という。）を行うに当たって、低価格入札者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であるかどうかの判断を行うための基準について次のとおり定める。

なお、契約内容に適合した履行がされないおそれがないものとするには、以下に示す数値的判断基準及び基本的判断基準からなる適正な履行確保の基準の項目をすべて満たしている必要がある。したがって、調査の結果、基準の項目の一つでも満たしていない場合は、低価格入札者は契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断する。また、調査は、基準を満たさない項目が判明した時点で終了するものとする。

第1 数値的判断基準

1 電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事及び管工事以外の建設工事

- (1) 直接工事費が、公社が積算した直接工事費の90%以上であること。
- (2) 共通仮設費が、公社が積算した共通仮設費の80%以上であること。
- (3) 現場管理費が、公社が積算した現場管理費の80%以上であること。
- (4) 一般管理費等が、公社が積算した一般管理費等の30%以上であること。

2 電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事及び管工事

- (1) 直接工事費が、公社が積算した直接工事費の75%以上であること。
- (2) 共通仮設費が、公社が積算した共通仮設費の70%以上であること。
- (3) 現場管理費が、公社が積算した現場管理費の70%以上であること。
- (4) 一般管理費等が、公社が積算した一般管理費等の30%以上であること。

※ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の区分は、工事の種類により別表のとおり読み替えることとする。

※ 土木工事に関する用語の定義は「土木工事標準積算基準書」によるものとする。

※ 建築工事に関する用語の定義は「公共建築工事積算基準」（国土交通省官房官庁営繕部）によるものとする。

第2 基本的判断基準

- (1) 調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 工事数量総括表に対応する積算内訳となっていること。
- (4) 材料・製品等は設計図書（仕様書等）に適合した品質・規格であること。

- (5) 建設副産物について、適正な処理方、適正な処理費用が計上されていること。
- (6) 工事費内訳書に違算がある場合は、不足総額が当該入札者の予定利益の計上額を上回らないこと。
- (7) 工事の手抜き、下請け（予定者）へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (8) 公社発注工事において、当該低価格入札の開札日から過去2年間、工事成績評点が65点未満の元請又は共同企業体の構成員として完了・引き渡しを行った工事がなく（当該低価格入札が共同企業体方式による工事発注の場合には、共同企業体の各構成員について、65点未満の工事成績評点があってはならない。）
- (9) 公社発注工事において、品質管理、安全管理に関し、指名停止を当該低価格入札の開札日から過去3年間受けていないこと（当該低価格入札が共同企業体方式による工事発注の場合には、共同企業体の各構成員について、公社発注工事における品質管理、安全管理に関する指名停止を受けてはならない。）

附 則

この基準は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和7年4月1日から施行する。